環境行政関連資料

環水大水発第121001300号 平成24年10月1日

都道府県知事 殿 水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第251号。以下「改正政令」 という。)が、平成24年9月26日に公布され、10月1日に施行されたところである。

今回の改正は、一・三・五・七ーテトラアザトリシクロ [三・三・一・一] デカン (別名へキサメチレンテトラミン。以下「ヘキサメチレンテトラミン」という。) を水質汚濁防止法 (昭和45年法律138号。以下「法」という。) 第2条第4項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」(以下「指定物質」という。) に追加することにより、事故時における公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としている。

貴職におかれては、法の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、今回の改正政令等の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、貴管下市町村にも必要に応じ周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく 技術的な助言であることを申し添える。

## 第1 水質汚濁防止法施行令の改正の趣旨

平成24年5月に、利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、1都4県の浄水場において取水停止が生じるとともに、同月19日から20日にかけて千葉県内5市の36万戸において断水又は減水が発生するといった取水障害が発生した。

本事案は、廃液の処理を受託した産業廃棄物処理業者が、廃液に高濃度のヘキサメチレンテトラミンが含まれていることを認識せずに処理を行ったため、ヘキサメチレンテトラミンが十分に処理されないまま公共用水域に排出され、下流の浄水場において浄水過程で注入される塩素と反応し、ホルムアルデヒドが生成されたと考えられている。

本事案は、多量のヘキサメチレンテトラミンが一時的に公共用水域に排出され、現に 水道への影響が生じたことから、今般の取水障害の原因物質であるヘキサメチレンテト ラミンについて、排水の管理の観点から緊急的に対応することが必要であり、「利根川水 系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を開催し、当面対応すべき事項 について取りまとめられたところである。

当該検討会の中間取りまとめにおいて、ヘキサメチレンテトラミンについては、指定物質に追加することが適当とされていることを踏まえ、改正を行うこととしたものである。

### 第2 改正の内容

### 1 指定物質関係

事故時の措置の対象となる指定物質として、今回、ヘキサメチレンテトラミンを新たに追加することとした。

当該物質を追加する趣旨は第1で述べたところであるが、指定物質の定義としては、「有害物質及び次項に規定する油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの」とされており、ヘキサメチレンテトラミンもその定義に該当する。

すなわち、今回の事案においては、ヘキサメチレンテトラミンから変化したホルム アルデヒドが取水障害の原因となったが、

- ・ 原因物質と考えられるヘキサメチレンテトラミンが存在しなければ、今回の事案 は発生しなかったこと
- 現にホルムアルデヒドが発生したこと
- ・ 環境中に放出された後、他の物質に変化し、環境に影響を及ぼす物質についても 指定物質の定義に含まれること

から、指定物質として追加することとしたものである。

## 2 事故時の措置

改正政令において新たに指定物質に追加された物質は、他の指定物質と同様、法第14条の2の事故が発生した場合の応急の措置や届出等の事故時の措置の規定が適用されるので、その物質の製造等を行う特定事業場等に対し、この旨の周知徹底を図るとともに、事故による公共用水域及び地下水の水質汚濁の未然防止に適切に取り組むことが必要である。

#### 第3 その他の留意事項

施行に当たっては、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」(平成23年3月16日付け環水大大発第110316001号・環水大水発第110316002号環境省水・大気環境局長通知)及び「ヘキサメチレンテトラミンの排出に係る適正な管理の推進について」(平成24年9月11日付け環水大水発第120911001号環境省水・大気環境局水環境課長通知)を併せて参照されたい。

環廃産発第120911001号 平成24年9月11日

各都道府県・政令市 廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る 留意事項について(通知)

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、本年 5 月中旬から下旬にかけて、利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を超えるホルムアルデヒドが検出され、浄水場の取水停止により一部地域で断水が発生するなどの影響があった。その原因は、廃棄物に含まれていた1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 $^{3,7}$ ] デカン(別名へキサメチレンテトラミン。以下「ヘキサメチレンテトラミン」という。)が十分に処理されないまま排水として河川に放流され、浄水場で塩素と反応することによりホルムアルデヒドが生成したものと強く推定されている。

環境省においては、「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」 を設置し、このような事案の再発を防止するための対策等について検討を進めてきたとこ ろであり、今般、同検討会において、中間取りまとめが行われた。

この中間取りまとめを受けて、上記事案においてホルムアルデヒド生成の原因となった ヘキサメチレンテトラミン等の生活環境保全上の支障を生ずる懸念のある化学物質を含有 する産業廃棄物の処理を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以 下「法」という。)第12条第5項の規定に基づき産業廃棄物処理業者に委託する場合の取 扱いを、下記のとおりとしたので通知する。貴職におかれては、この取扱いを関係者に周 知し、適正な処理の確保につき指導の徹底に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

### 1 委託契約時に排出事業者が講ずべき措置

ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託 しようとする排出事業者は、委託契約に当たって産業廃棄物処分業者が都道府県又は政 令市から交付された産業廃棄物処分業許可に係る許可証の事業の範囲を確認するのみな らず、具体的な処理内容について産業廃棄物処分業者から情報提供を受けて、ヘキサメ チレンテトラミンを有効に処理することができる方法であることを確認する必要がある こと。

また、ヘキサメチレンテトラミンは、水道取水に影響を及ぼす物質であり、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)により事業所における排出量及び廃棄物としての移動量の把握が義務づけられていることから、ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の委託契約に当たり作成する契約書の条項には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第8条の4の2第6号へに該当する項目として、ヘキサメチレンテトラミンの含有に関する情報を含めることが適当であること。したがって、含有について契約書の条項に含まれていない場合には、同号に違反するものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、ヘキサメチレンテトラミンの含有に関する情報を提供する場合にあっては、「廃棄物情報の提供に関するガイドラインについて」(平成18年4月28日付け環廃産発第060428003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)の別添「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を活用し、ガイドラインに示す廃棄物データシート(WDS)にヘキサメチレンテトラミンの含有に関する事項、取り扱う場合の注意事項等を記載し情報提供することが適当であること。

## 2 排出事業者による処理状況の確認

排出事業者は、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合に法第12条の3第1項の規定に基づき産業廃棄物管理票を交付し、産業廃棄物処理業者からその写しの送付を受けることによって、処理の終了を確認することとされている。

さらに、法第12条第7項において、排出事業者は、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」(平成23年2月4日付け環廃対発第110204005号及び環廃産発第110204002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)の第九において、この確認の方法として産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実地に確認する方法を掲げているところであり、ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を委託している場合にあっても、産業廃棄物処理業者の施設を実際に確認し、処理が適切に行われていることを把握することが望ましいこと。

### 3 産業廃棄物処理業者が講ずべき措置

産業廃棄物処理業者がヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を受託する場合には、排出事業者から提供のあった情報をもとに、自らの処理施設で適正に処理可能なものであるか否かを判断することが重要であり、判断のための情報が不足している場合には、排出事業者に更なる情報提供を求める必要があること。

なお、適正な処理が可能であるか否かの判断において、処理に伴って排水を公共用水

域に排出する場合には、「ヘキサメチレンテトラミンの排出に係る適正な管理の推進について」(平成24年9月11日付け環水大水発第120911001号環境省水・大気環境局水環境課長通知)を参考とすること。

## 4 その他の留意事項

排出事業者がヘキサメチレンテトラミン以外の化学物質を含有する廃棄物の処理委託を行う場合についても、ガイドラインに示す廃棄物データシート(WDS)に化学物質の含有に関する事項、取り扱う場合の注意事項等を記載し情報提供することが望ましいこと。

なお、過去に発生した事例等により生活環境保全上の支障を容易に予見できる場合には、ヘキサメチレンテトラミンと同様に、当該物質を有効に処理できる処理業者を選択するとともに、委託契約書にその含有についての情報に係る条項を含める必要があり、その情報が含まれていない場合には、規則第8条の4の2第6号へに違反したものと捉え得ること。

また、特別管理産業廃棄物としての規制が行われている有害物質を含有する産業廃棄物について、排出事業者が分析を行っていない等の理由により当該物質の含有に関する情報を把握していない場合であっても、当該産業廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当するものであった場合には、法第12条の2第5項に違反することとなり、当該物質の含有に関する情報は本来排出事業者が把握しておくべきものであること。このことから、含有に関する情報の把握の結果、特別管理産業廃棄物に該当しない場合も含め、委託契約書にその含有についての情報に係る条項を含めることが適当であること。

## 埼玉県ホルムアルデヒド原因物質を含む液状の産業廃棄物及び排出水に係る指導要綱

平成24年6月15日 環境部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が、浄水処理等によりホルムアルデヒドを生成するおそれがある物質(以下「原因物質」という。)を含む液状の産業廃棄物(以下「原因物質含有廃棄物」という。)又は原因物質を含む排出水を適切に処理するために必要な措置を規定し、生活環境保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

(趣旨)

第2条 原因物質含有廃棄物及び原因物質を含む排出水の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)、埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)、指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針(平成12年環境庁・通商産業省告示第1号)及び特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針(平成14年埼玉県告示第612号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第3条 この要綱において「原因物質使用工場等」とは、前年度において事業活動(他の者から委託を受けて原因物質含有廃棄物の処理を行う事業を除く。)に伴い取り扱う原因物質の質量が500キログラム以上である工場又は事業場をいう。
- 2 この要綱において「原因物質取扱事業者」とは、原因物質使用工場等において原因物質を取り扱う事業者をいう。

(対象物質)

第4条 この要綱において対象とする原因物質は、埼玉県生活環境保全条例第71条第1号で規定する特定化学物質のうち、消毒用塩素の作用などによりホルムアルデヒドを生成するおそれがある別表第1に掲げるものとする。

(処理の委託)

- 第5条 原因物質取扱事業者は、原因物質含有廃棄物の収集運搬又は処分を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、次の各号に定めるところによるものとする。
  - 一 事前に、委託する原因物質含有廃棄物のホルムアルデヒド生成能について別表第2 に定める方法により分析すること。ただし、焼却の処理を委託するときは、この限り でない。
  - 二 委託契約書には次の事項を記載すること。
    - イ 前号の規定により分析したホルムアルデヒド生成能の分析結果(前号ただし書き に該当する場合を除く。)
    - ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第 8条の4の2第6号へに規定する「その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべ

き事項」として、消毒用塩素の作用によりホルムアルデヒドを生成する旨。

- 三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第7項に規定する「当該産業廃棄物の 処理の状況に関する確認」を行い、当該廃棄物が確実に処理されることを現地確認等 によりすること。
- 2 県外の産業廃棄物処理業者に委託する場合であって、当該産業廃棄物処理業者の汚水 等が公共用水域に排出されている場合は、次条に定める基準を遵守できることを確認す ること。

(排出水の指導基準)

第6条 原因物質取扱事業者及び前条の契約に係る廃棄物を処理する産業廃棄物処理業者 が公共用水域に汚水等を排出しようとする場合に遵守すべき基準は、ホルムアルデヒド 生成能として1リットルにつき0.8ミリグラム以下とする。

(排出水の分析)

第7条 原因物質取扱事業者(原因物質が水と接触する生産工程を含むものに限る。)及び 第5条第1項の契約に係る廃棄物を処理する産業廃棄物処理業者(原因物質を焼却によ り処分するものを除く。次条第2項において同じ。)は、公共用水域に汚水等を排出しよ うとする場合は、ホルムアルデヒド生成能について毎月1回以上別表第2に定める方法 により分析し、その結果を記録し、3年間保存しなければならない。

(処理状況等の報告)

- 第8条 原因物質取扱事業者は、様式第1号「原因物質含有廃棄物等処理状況報告書」を 毎四半期終了後1月以内に、原因物質使用工場等を管轄する環境管理事務所長に報告し なければならない。
- 2 産業廃棄物処理業者は、様式第2号「排出水管理状況報告書」を毎四半期終了後1月 以内に、管轄の環境管理事務所長に報告しなければならない。

### 附則

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。

### 別表第1

項	原因物質
1	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 <sup>3,7</sup> ]デカン (別名:ヘキサメチレンテトラミン)

#### 別表第2

ホルムアルデヒド生成能の検定方法

- 1 試薬
- (1) 水

日本工業規格K0557に規定するA4のもの(注1)

- (2) 硫酸 (1+4) 又は硫酸 (1+40) (注2)
- (3) 水酸化ナトリウム溶液 (1 L につき 1 m o 1) 又は水酸化ナトリウム溶液 (1 L につき 0 . 1 m o 1) (注 2)
- (4) 燐酸緩衝液(1 L につき 0.2 m o 1)(注2)

燐酸2水素カリウム27.2gを水に溶かして約500mLとし、pH計を用いて水素イオン濃度(水素指数) 7.0±0.05になるまで水酸化ナトリウム(1Lにつき1mol)を加えた後、水を加えて1Lとしたもの

(5) 次亜塩素酸ナトリウム溶液 (1mLにつき有効塩素2mg)(注2)(注3)

次亜塩素酸ナトリウム溶液を水で $1 \, \text{mL}$ につき有効塩素約 $2 \, \text{mg}$ となるように希釈したもの(有効塩素濃度は使用時に測定する。)

(6) 残留塩素の測定に使用する試薬

日本工業規格K0102の33.1又は33.2に定める試薬

(7) ホルムアルデヒドの測定に使用する試薬

日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.4.1又は5.5に定める試薬

- (注1)硫酸、水酸化ナトリウム溶液、燐酸緩衝液及び次亜塩素酸ナトリウム溶液の調製のため、 又は希釈水として用いる。ホルムアルデヒドを含まないことを確認しておく。なお、ホルムアルデ ヒドを含まない蒸留水等で、この水を用いて4の試験操作を行い、ホルムアルデヒド生成能がない ことを確認すれば、当該蒸留水等を用いてもよい。
- (注2)ホルムアルデヒドを含まないことを確認しておく。また、水を用いて4の試験操作を行い、ホルムアルデヒド生成能がないことを確認しておく。
- (注3)必要に応じて、高濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液(例えば、 $1 \, \mathrm{mL}$ につき有効塩素  $1 \, \mathrm{0}$  mg)を用いてもよい。
- 2 器具及び装置
- (1) ビーカー

容量300mLのもの

- (2) 細口試薬瓶又はバイアル
- (3) 恒温槽
- (4) 残留塩素の測定に使用する器具及び装置

日本工業規格K0102の33.1又は33.2に定める器具及び装置

(5) ホルムアルデヒドの測定に使用する器具及び装置

平成15年7月22日付け厚生労働省告示第261号 別表第19に定める器具及び装置

#### 3 試料の採取

#### (1) 試料採取容器

ガラス製で気密性が高く、外部からの汚染を受けないものを用いる(例えば、4ふっ化エチレン 樹脂フィルム張りシリコーンゴム栓付きスクリューキャップ用ねじ口瓶)。容器は、洗浄した後、 水ですすぎ、自然乾燥後に摂氏105度の電気乾燥器内に3時間以上放置し、冷却する。キャップ を堅く締めて保管する(長期保管は好ましくない)。

### (2) 試料採取

試料採取容器を採取試料で数回共洗いしてから、泡立たないように試料を採取容器に満たし直ち にキャップを締める。試験操作は試料採取後直ちに行う(注4)。

(注4)試験操作を直ちに行うことができない場合には、摂氏4度以下の冷暗所に保存し、できるだけ速やかに操作を行う。

### 4 試験操作

- (1)水温摂氏20度に調節した水に、水の9分の1量の水温摂氏20度に調節した試料を加えて、 静かにかくはんし、10倍希釈試料を調製する。
- (2)数個のビーカーに、それぞれ希釈試料  $200 \, \text{mL}$  を採り、塩素添加濃度(希釈試料に対する添加された有効塩素の割合( $1 \, \text{L}$  につき $\, \text{mg}$ )をいう。以下同じ。)が段階的になるよう、それぞれのビーカーに異なる量の次亜塩素酸ナトリウム溶液を加える(加える際、ビーカーの内壁に付着しないように注意する。)(注 5)。次いで、それぞれのビーカーに硫酸(1+4)若しくは硫酸(1+40)又は水酸化ナトリウム溶液( $1 \, \text{L}$  につき  $1 \, \text{mol}$ 1)若しくは水酸化ナトリウム溶液( $1 \, \text{L}$  につき  $0.1 \, \text{mol}$ 1)を加えて水素イオン濃度を約7とした後、燐酸緩衝液( $1 \, \text{L}$  につき  $0.2 \, \text{mol}$ 1) $5 \, \text{mL}$  を加えて水素イオン濃度を  $7.0 \, \text{mol}$ 2 に調節する(注 6)。
- (3) これらをそれぞれ細口試薬瓶に移して、摂氏20度に保った恒温槽に1時間静置した後、日本工業規格K0102の33.1又は33.2に定める方法(注7)により残留塩素濃度を測定する。
- (4) 方眼紙上の縦軸を残留塩素濃度、横軸を塩素添加濃度として、(3) により得られた測定結果を用いてグラフを作成し、遊離残留塩素濃度が1Lにつき約1mgである塩素添加濃度を求める(注8)。
  - (5) 6個のビーカーに、それぞれ、水温を摂氏20度に調節した希釈試料200mLを採る。
- (6) 6個のビーカーの塩素添加濃度が(4)で求めた濃度並びにこれに1Lにつき1、2、3、4及び5mgを加えた濃度(注8)となるよう、それぞれのビーカーに次亜塩素酸ナトリウム溶液を添加し、直ちに硫酸(1+4)若しくは硫酸(1+40)又は水酸化ナトリウム溶液(1Lにつき1 mol)若しくは水酸化ナトリウム溶液(1Lにつき0.1mol)を加えて水素イオン濃度を約7とした後、燐酸緩衝液(1Lにつき0.2mol)5mLを加えて水素イオン濃度を 7.0±0.2に調節する(注6)。
- (7) これらをそれぞれ細口試薬瓶又はバイアルに満水に採り、密栓して摂氏20度の恒温槽に24±2時間静置した後、日本工業規格K0102の33.1又は33.2に定める方法(注7)により遊離残留塩素濃度及び結合残留塩素濃度を測定する。

- (8) 遊離残留塩素濃度が結合残留塩素濃度より高いことを確認した上で、遊離残留塩素濃度が 1 Lにつき  $1 \sim 2$  m g のものを選択する。
- (9)選択したものについて、平成15年7月22日付け厚生労働省告示第261号 別表第19 に定める分析法(注9)によりホルムアルデヒド濃度を求める。
  - (10) 次式により試料中のホルムアルデヒド生成能を求める。

ホルムアルデヒド生成能  $(mg/L) = a (mg/L) \times 希釈倍率$ 

この式において、aは(9)で求めたホルムアルデヒド濃度を表す。

- (注5)汚濁の著しい事業場排水の場合、ビーカーの数を多くし、塩素添加濃度の段階について、 その数を多くするとともに、その間隔を狭くすることが必要である。
  - (注6) 水素イオン濃度の調節は速やかに行う。
- (注7)日本工業規格K0101の28の備考11に定める電流滴定法により測定することもできる。
- (注8) 4の試験操作(4)で求めた塩素添加濃度が高い等の場合には、1Lにつき 2、4、6、8及び 1 0 m g とする等、濃度の間隔を広げて次亜塩素酸ナトリウム溶液を添加してもよい。その際、間隔を広げ過ぎると遊離残留塩素濃度が 1Lにつき 1  $\sim$  2 m g の範囲に収まらなくなるので注意する。
- (注9) 平成15年11月5日付け環水企発第031105001号・環水管発第0311050 01号に定める方法により測定することもできる。

### 備考

- 1 この検定方法は、当初から試料中に含まれているものも含めて、次亜塩素酸の添加により生成されるホルムアルデヒドの濃度を求め、これによりホルムアルデヒド生成能を求める方法である。
- 2 この検定方法における用語の定義その他でこの検定方法に定めのない事項については、日本工業規格に定めるところによる。

## 様式第1号(第8条関係)

## 原因物質含有廃棄物等処理状況報告書

平成 年 月 日

(宛先)

埼玉県 環境管理事務所長

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

埼玉県ホルムアルデヒド原因物質を含む液状の産業廃棄物及び排出水に係る指導要綱第8条第1項の規定により、原因物質含有廃棄物・排出水の処理状況等について報告します。

## 1 報告対象期間

平成 年度 (①4月~6月 ②7月~9月 ③10月~12月 ④1月~3月)

2 原因物質含有廃棄物の委託状況

委託する原因物質含有廃棄物に	中間処分委託先			処理方法	排出量(単位)
含まれる原因物質の種類	名称	事業場名	許可番号	是连刀伍	174山里(牛心)

<sup>※</sup>委託先ごとの契約書の写しを添付すること。

「処理を委託する原因物質」について、要綱別表1に別名がある場合は別名を記入すること。 排出量は原因物質を含んだ廃棄物全体の量とする。

## 3 排出水の分析結果

排水口の番号	採水年月日	ホルムアルデヒド生成能(mg/L)

※計量証明事業所による分析結果を添付すること。

※ホルムアルデヒド生成能は別表第2に定める方法により分析すること。

## 排出水管理状況報告書

平成 年 月 日

(宛先)

埼玉県 環境管理事務所長

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

埼玉県ホルムアルデヒド原因物質を含む液状の産業廃棄物及び排出水に係る指導要綱第8条第2項の規定により、排出水の管理状況について報告します。

## 1 報告対象期間

平成 年度 (①4月~6月 ②7月~9月 ③10月~12月 ④1月~3月)

## 2 原因物質含有廃棄物の処理状況

委託する原因物質含有廃棄物に	排出事業者		処理方法	処理量(単位)
含まれる原因物質の種類	名称 事業場名		处理力仏	

<sup>※</sup>委託先ごとの契約書の写しを添付すること。

## 3 排出水の分析結果

排水口の番号	採水年月日	ホルムアルデヒド生成能(mg/L)

※計量証明事業所による分析結果を添付すること。

※ホルムアルデヒド生成能は別表第2に定める方法により分析すること。

<sup>「</sup>処理を委託する原因物質」について、要綱別表 1 に別名がある場合は別名を記入すること。処理量は原因物質を含んだ廃棄物全体の量とする。

# 群馬県の生活環境を保全する条例の一部改正について(骨子案)

#### 1 趣旨

本年5月に利根川水系の複数の浄水場で発生したホルムアルデヒドによる取水障害事案を受け、国の取り組みを補完し、再発防止に向けた総合的な対策の一環として、群馬県環境審議会の答申に基づき、以下について、「群馬県の生活環境を保全する条例」の一部を改正する。

### 2 群馬県の生活環境を保全する条例の改正内容

### (1)基本的な考え方

国の当面の対応により、ヘキサメチレンテトラミン(HMT)が水質汚濁防止法の指定物質に追加され、事故により公共用水域に排出された場合の応急の措置と都道府県への報告が義務づけられる。

群馬県においては、事故の未然防止と県内の使用実態の把握に重点を置いた取り組みを行うことが、国の取り組みを補完する措置として適当であり、HMT及び水道水への影響が特に大きい物質について、県が管理指針を示し、それに基づき事業者が自主管理マニュアルを策定し、県に報告する制度を創設する。(改正内容)

また、今般の事案への対策としては、上記に挙げた工場・事業場への措置が中心となるが、 水道水への影響が大きい化学物質には、工場・事業場等で使用されているもの以外に、一般家 庭で使用され、公共用水域へ排出されるものもある。

このため、今般の利根川水系における取水障害事案の教訓を踏まえ、利根川の上流に位置する群馬県として、飲み水と化学物質に関する知識の一層の普及に努めるなど、県民、事業者の協力を得て、清澄な水を保持するための取り組みについても推進する。(改正内容)

### (2)改正内容

化学物質の管理と把握の推進のため、以下の規定を設ける。

- ア 水道水への影響が大きい化学物質の環境への排出の削減のため、県は事業場等における 適正な管理に関する指針を策定し、公表しなければならない。
- イ 上記化学物質を取り扱う者は、上記指針に則して、化学物質管理の管理の改善を図るための方針等を定め、知事に届け出なければならない。
- ウ 上記の者は、その事業活動において人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれのある 化学物質を適正に管理するように努めなければならない。
- エ 上記の者は、その事業活動に伴う、上記化学物質の排出量及び移動量を把握し、毎年度、 知事に届け出なければならない。
- オ 県は、上記の者が実施する化学物質の適正な管理に関する取組の支援その他の施策を推 進するものとする。

### (3)改正内容

水道水への影響が大きい化学物質に関する知識の普及啓発のため、以下の規定を設ける。

ア 県は、教育活動、広報活動等を通じて、水道水への影響が大きい化学物質について、県 民の理解を深めるよう努めるものとする。

#### 3 その他

上記改正に伴う条文整理を行う。

### 4 施行日(予定)

平成25年4月1日